

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年11月14日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月30日から同年12月20日まで縦覧に供する。

平成24年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市塩江町土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上中徳地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大石地区	〃
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 原の内1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 原の内2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北村地区	〃
高松市多肥土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 南部農道地区	〃